議第５７号

呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について

呉市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市税条例等の一部を改正する条例

（呉市税条例の一部改正）

第１条　呉市税条例（昭和２５年呉市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（納税証明書の交付手数料） 第１１条の４　法第２０条の１０の納税証明書の交付手数料については，呉市手数料条例（平成１２年呉市条例第３号）に定めるところによる。ただし，道路運送車両法第９７条の２に規定する証明書については手数料を徴しない。	（納税証明書の交付手数料） 第１１条の４　法第２０条の１０の納税証明書の交付（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料については，呉市手数料条例（平成１２年呉市条例第３号）に定めるところによる。ただし，道路運送車両法第９７条の２に規定する証明書については手数料を徴しない。
（所得割の課税標準） 第２７条　略 ２・３　略 ４　前項の規定は，特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は，当該特定配当等に係る所得の金額については，適用しない。ただし，第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは，この限りでない。	（所得割の課税標準） 第２７条　略 ２・３　略 ４　前項の規定は，前年分の所得税に係る第３０条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは，当該特定配当等に係る所得の金額については，適用しない。

(1)　第３０条の２第１項の規定による申告書 (2)　第３０条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	
５　略	５　略
６　前項の規定は，特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は，当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については，適用しない。ただし，第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは，この限りでない。 (1)　第３０条の２第１項の規定による申告書 (2)　第３０条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	６　前項の規定は，前年分の所得税に係る第３０条の３第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは，当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については，適用しない。
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
第２８条の８　所得割の納税義務者が，第２７条第４項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定によ	第２８条の８　所得割の納税義務者が，第２７条第４項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当

り配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には，当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を，第２８条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	割額を課された場合又は同条第６項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には，当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を，第２８条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは，当該控除することができなかつた金額は，令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより，同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し，又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し，若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。	２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは，当該控除することができなかつた金額は，令第４８条の９の３から第４８条の９の６までに定めるところにより，同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し，又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し，若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。
３　略	３　略
（市民税の申告）	（市民税の申告）
第３０条の２　第１７条第１項第１号に掲げる者は，３月１５日までに，施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。），小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除	第３０条の２　第１７条第１項第１号に掲げる者は，３月１５日までに，施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし，法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。），小規模企業共済等掛金控除額，生命保険料控除

額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額（所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除，同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第２８条の６の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第１８条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については，この限りでない。	額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除，同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第２８条の６の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第１８条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については，この限りでない。
２　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち，前年の合計所得金額が基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は施行規則第２条第４項ただし書の規定により，市長の定める様式による。	２　前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち，前年の合計所得金額が基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は施行規則第２条第３項ただし書の規定により，市長の定める様式による。
３～９　略	３～９　略
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第３０条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払	第３０条の３の２　所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払

者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。 (1)　略 (2)・(3)　略 ２～５　略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第３０条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて，扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。	者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該給与支払者を経由して，市長に提出しなければならない。 (1)　略 (2)　所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当する者を除き，合計所得金額が１３３万円以下である者に限る。次条第１項において同じ。）の氏名 (3)・(4)　略 ２～５　略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３０条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて，特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第３６条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて，合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１

	項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。
(1)　略	(1)　略
	(2)　特定配偶者の氏名
(2)　・(3)　略	(3)　・(4)　略
２～５　略	２～５　略
（特別徴収税額の納入の義務等）	（特別徴収税額の納入の義務等）
第３６条の７　前条の特別徴収義務者は，退職手当等の支払をする際，その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し，その徴収の日の属する月の翌月の１０日までに，施行規則第５号の８様式又は施行規則第２条第４項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し，及びその納入金を市に納入しなければならない。	第３６条の７　前条の特別徴収義務者は，退職手当等の支払をする際，その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し，その徴収の日の属する月の翌月の１０日までに，施行規則第５号の８様式又は施行規則第２条第３項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し，及びその納入金を市に納入しなければならない。
附　則	附　則
第６条の３の２　平成２２年度から令和１５年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和３年までの各年である場合に限る。）において，前条第１項の規定の適用を受けないときは，法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第２８条の３及び第２８条の５の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第６条の３の２　平成２２年度から令和２０年度までの各年度分の個人の市民税に限り，所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第４１条又は第４１条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和７年までの各年である場合に限る。）において，前条第１項の規定の適用を受けないときは，法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を，当該納税義務者の第２８条の３及び第２８条の５の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
２　略	２　略
（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第１５条の３　略	第１５条の３　略
２　前項の規定のうち，租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は，市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第２７条第４項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし，市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第１項及び第２項並びに第２８条の３の規定の適用を受けた場合には，当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について，前項の規定は，適用しない。 (1)　第２７条第４項ただし書の規定の適用がある場合 (2)　第２７条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。	２　前項の規定のうち，租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は，市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。
３　略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	３　略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第１６条の２　略	第１６条の２　略
２　略	２　略
３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において，所得割の納税義務者が，その有する土地等につき，租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで，第	３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において，所得割の納税義務者が，その有する土地等につき，租税特別措置法第３３条から第３３条の４まで，第

３４条から第３５条の３まで，第３６条の２，第３６条の５，第３７条，第３７条の４から第３７条の６まで，第３７条の８又は第３７条の９の規定の適用を受けるときは，当該土地等の譲渡は，第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	３４条から第３５条の３まで，第３６条の２，第３６条の５，第３７条，第３７条の４から第３７条の６まで又は第３７条の８の規定の適用を受けるときは，当該土地等の譲渡は，第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第１９条の３　略	第１９条の３　略
２・３　略	２・３　略
４　前項後段の規定は，特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り，適用する。ただし，第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは，この限りでない。 (1)　第３０条の２第１項の規定による申告書 (2)　第３０条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	４　前項後段の規定は，特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３０条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り，適用する。
５　略	５　略
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第１９条の４　略	第１９条の４　略
２・３　略	２・３　略

4　前項後段の規定は，条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り，適用する。ただし，第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは，この限りでない。 (1)　第３０条の２第１項の規定による申告書 (2)　第３０条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）	4　前項後段の規定は，条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第３０条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り，適用する。
5　略	5　略
6　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第２８条の８の規定の適用については，同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第１９条の４第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の同条第４項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつ	6　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第２８条の８の規定の適用については，同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第１９条の４第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第４項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて，当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地

て，当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき又は第２７条第６項」と，同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。	方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき又は第２７条第６項」と，同条第３項中「法第３７条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第３７条の４」とする。
（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）	（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）
第２４条　所得割の納税義務者が，新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号。次条において「新型コロナウイルス感染症等特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち，市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金，参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には，当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第６０条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第３１４条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして，第２８条の６の規定を適用する。	第２４条　所得割の納税義務者が，新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号）第５条第４項に規定する指定行事のうち，市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金，参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には，当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第６０条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第３１４条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして，第２８条の６の規定を適用する。
（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）	
第２５条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第６条の３の２第１項の規定の適用については，同項中「令和	

１５年度」とあるのは，「令和１６年度」とする。 ２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第６条の３の２第１項の規定の適用については，同項中「令和１５年度」とあるのは「令和１７年度」と，「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。	

第２条　呉市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３０条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて，特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第３６条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて，合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」とい	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第３０条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて，特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第３６条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて，合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは，当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公

う。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。 (1) ～(4)　略 ２～５　略	的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに，施行規則で定めるところにより，次に掲げる事項を記載した申告書を，当該公的年金等支払者を経由して，市長に提出しなければならない。 (1) ～(4)　略 ２～５　略

（呉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　呉市税条例等の一部を改正する条例（令和３年呉市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１条中呉市税条例第３０条の３の３の改正規定を削る。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第３条の規定　公布の日

(2) 第１条中呉市税条例第３０条の３の２の見出し及び同条第１項並びに第３０条の３の３の見出し及び同条第１項の改正規定並びに同条例附則第６条の３の２第１項，第１６条の２第３項及び第２４条の改正規定並びに同条例附則第２５条を削る改正規定並びに付則第３条第１項及び第２項の規定　令和５年１月１日

(3) 第１条中呉市税条例第２７条第４項及び第６項，第２８条の８第１項及び第２項，第３０条の２第１項ただし書及び第２項並びに第３６条の７の改正規定並びに同条例附則第１５条の３第２項，第１９条の３第４項並びに第１９条の４第４項及び第６項の改正規定並びに第２条の規定並びに付則第３条第３項の規定　令和６年１月１日

(4) 第１条中呉市税条例第１１条の４の改正規定及び次条の規定　民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第２条　前条第４号に掲げる改正規定による改正後の呉市税条例第１１条の４（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は，同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第２０条の１０の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第３条　第１条の規定による改正後の呉市税条例（以下「新条例」という。）第３０条の３の２第１項の規定は，付則第１条第２号に掲げる改正規定の施行の日（以下この項及び次項において「２号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３０条の３の２第１項に規定する給与について提出する同項及び同条

第２項に規定する申告書について適用し，２号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の呉市税条例（次項において「旧条例」という。）第３０条の３の２第１項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書については，なお従前の例による。

２　新条例第３０条の３の３第１項の規定は，２号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３０条の３の３第１項に規定する申告書について適用し，２号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出する旧条例第３０条の３の３第１項に規定する申告書については，なお従前の例による。

３　付則第１条第３号に掲げる改正規定による改正後の呉市税条例の規定は，令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和５年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。